

共同新設分割に係る事前開示書面

(会社法 第 803 条第 1 項及び同法施行規則第 205 条に基づく開示事項)

2022 年 8 月 23 日

岩崎通信機株式会社

2022年8月23日

各位

東京都杉並区久我山一丁目7番地41号
岩崎通信機株式会社
代表取締役社長 木村 彰吾

共同新設分割に係る事前開示書面

(会社法 第 803 条第 1 項及び会社法施行規則 第 205 条に基づく開示事項)

当社及び岩通マニュファクチャリング株式会社(以下「岩通MFG」といいます。)は、2022年8月19日付で作成した共同新設分割計画書に基づき、当社の印刷システム事業(名刺カッター及びラベル印刷機に関する事業を除く。)及び岩通MFGの栃木事業所における事業に関する権利義務を新たに設立する岩通ケミカルクロス株式会社(以下「新設会社」といいます。)に継承させる共同新設分割(以下「本会社分割」といいます。)を行うこととします。

なお、本会社分割の効力発生日は2022年10月3日を予定しています。

会社法第803条第1項及び会社法施行規則第205条の定めるところにより、以下の事項を記載した書面を当社本店に備置します。

記

1. 共同新設分割計画の内容(会社法第803条第1項第2号)

別紙1「共同新設分割計画書」のとおりです。

2. 本会社分割の対価に関する定め相当性に関する事項(会社法施行規則第205条第1号)

(1) 交付する株式数及び割当ての相当性に関する事項

新設会社は、本会社分割に際して普通株式 10,000 株を発行し、4,600 株を当社に、5,400 株を岩通MFGに割当て交付することとします。

株式割当比率については、当社及び岩通MFGがそれぞれ新設会社に承継する事業に係る株主資本相当額(承継する資産及び負債の差額)を考慮して決定しており、上記の株式数が相当であると判断しています。

(2) 新設会社の資本金及び準備金等の額の相当性に関する事項

新設会社の資本金及び準備金等の額を、会社計算規則に従い、共同新設分割計画書第4条記

載のとおりとすることにしました。

新設会社が承継する資産等及び今後の事業活動等の諸般の事情を考慮した結果、当該資本金及び準備金等の額は相当であると判断しています。

3.剰余金の配当に関する内容(会社法施行規則第 205 条第 2 号)

岩通MFGは、本会社分割の効力発生日をもって岩通MFG株主に対して剰余金の配当を行うこととし、本会社分割によって割当てを受ける新設会社の株式の全てを交付します。

(1) 配当財産の種類

本会社分割により岩通MFGが割当てを受ける新設会社の株式

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項

岩通MFG普通株式 1 株につき新設会社株式 0.0017363 株

配当総額 岩通MFGが新設会社株式を受け入れた時の帳簿価額の総額

4.会社法第 763 条第 1 項第 10 号及び第 11 号に掲げる事項(会社法施行規則第 205 条第 3 号)

該当事項はありません。

5.他の新設分割会社(岩通MFG)についての次に掲げる事項(会社法施行規則第 205 条第 4 号)

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2をご参照ください。

(2) 臨時計算書類等があるときは当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

6.当社の最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容(会社法施行規則第 205 条第 6 号)

該当事項はありません。

7.債務の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第 205 条第 7 号)

本会社分割については、下記の理由により、本会社分割の効力発生日以後に当社が負担すべき債務及び新設会社が負担すべき債務につき履行の見込みがあると判断しています。

(1) 当社の債務の履行の見込みについて

当社の 2022 年 3 月末日現在の貸借対照表における資産の額は、34,068 百万円、負債の額は 11,798 百万円、純資産の額は 22,269 百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。また、本会社分割により、当社が新設会社に承継させる資産の額は 631 百万円、負債の額は 249 百万円となる見込みであり、本会社分割が当社に与える影響は軽微です。

(2) 新設会社の債務の履行の見込みについて

当社及び岩通MFGが新設会社に承継させる資産の額は1,297百万円、負債の額は512百万円の見込みであり、本会社分割後の新設会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、新設会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されていません。以上より、本会社分割後における新設会社の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みです

なお、本会社分割が効力を生ずる日までの間に、上記事項に変動が生じるときは、変更後の当該事項を記載して書面を備置します。

以上

別紙1 共同新設分割計画
次頁以降をご覧ください。

共同新設分割計画書



岩崎通信機株式会社（以下「甲」という。）及び岩通マニュファクチャリング株式会社（以下「乙」という。）は、共同して設立する新会社（以下「新会社」という。）にその事業の一部を承継させる会社分割（以下「本件分割」という。）を以下のとおり計画する。

（分割の方法）

第1条 甲及び乙は、甲の印刷システム事業（ただし、名刺カッター及びラベル印刷機に関する事業を除く）並びに乙の栃木事業所における事業（以下併せて「本件事業」という。）を新会社に承継させるため、新設分割を行う。

（新会社の定款）

第2条 新会社の定款は、別紙1「新会社定款」記載のとおりとする。

（新設分割に際して発行する株式の種類、数並びに株式の割当に関する事項）

第3条 新会社は、本件分割に際して発行する普通株式 10,000 株を発行し、甲に対して 4,600 株、乙に対して 5,400 株を割り当てる。

2 乙は、第6条に定める分割期日をもって分割期日の前日における乙の最終の株主名簿に記載された株主に対して剰余金の配当を行うこととし、前項で割当を受ける新会社の株式の全てを交付する。

（新会社の資本金及び準備金の額等に関する事項）

第4条 新会社の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

- | | |
|---------------|---|
| (1) 設立時資本金額 | 50,000 千円 |
| (2) 設立時資本準備金額 | 新会社が甲及び乙より承継を受けるべき資産の総額から、新会社が甲及び乙より承継を受けるべき負債の総額及び資本金を控除した残額とする。 |
| (3) 設立時利益準備金額 | 0 円 |

（新会社が甲及び乙から承継する権利義務）

第5条 新会社は、第6条に定める分割期日をもって、甲及び乙から、別紙2「承継権利義務明細表」に記載のとおり承継する。ただし、新会社が甲及び乙から引き継ぐ資産の額から負債の額を控除した額が 50,000 千円を下回らないよう、本件事業に属する預金の額は調整されるものとする。

2 前項に基づき新会社が甲及び乙から承継する債務に関しては、新会社が免責的にこれを引き受ける。

(分割期日)

第6条 本件分割の分割期日は、2022年10月3日とする。ただし、分割手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙が協議のうえ、これを変更することができる。

(新会社の取締役及び監査役の氏名)

第7条 新会社の設立時の取締役及び監査役は次のとおりとする。

- (1) 取締役 百武 勇人、住谷 利幸、渡辺 基、大川 毅裕
- (2) 監査役 佐藤 修

(株主総会の承認の省略)

第8条 甲及び乙は、会社法第805条の定めにより、それぞれの株主総会による承認決議を得ないで本件分割を行う。

(条件の変更)

第9条 本計画書についての甲の取締役会及び乙の取締役会の承認後、分割期日前日までの間に、天災地変その他の事由により、本件事業及び本件事業に属する財産に重大な変動が生じたときは、甲及び乙は、本計画書を変更し、または本件分割を中止することができる。

(本計画書に定めのない事項)

第10条 本計画書に定めるもののほか、本件分割に必要な事項については、本計画書の趣旨に従い、甲及び乙が協議のうえ、決定する。

2022年8月19日

東京都杉並区久我山一丁目7番41号
岩崎通信機株式会社
代表取締役 木村 彰吾



福島県須賀川市前田川字宮の前216-1
岩通マニュファクチャリング株式会社
代表取締役 平原 一昭



別紙1 新会社定款

別紙2 承継権利義務明細表

別紙1 新会社定款

岩通ケミカルクロス株式会社 定款

第 1 章 総 則

第1条 (商 号)

当社は、岩通ケミカルクロス株式会社と称し、英文では IWATSU CHEMICAL CROSS CO., LTD. と称する。

第2条 (目 的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 印刷関連機器、事務用機器およびこれらに係る消耗品の開発、製造、販売
2. 機能材料の開発、製造、販売
3. 紙・フィルムの加工・販売
4. 裁断処理、塗工処理の受託
5. 除菌剤等化学薬品の開発、製造、販売
6. 前各号に関連する各種機器、装置、部品および材料の製造、販売
7. 前各号に関連するシステムの設計、ソフトウェアの開発、販売
8. 古物商
9. 前各号に関連する設計、工事、保守、修理
10. 前各号に付帯する一切の業務ならびに投資

第3条 (本店の所在地)

当社は、本店を東京都杉並区に置く。

第4条 (機 関)

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

第5条 (公告方法)

当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。

第 2 章 株 式

第6条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、20,000 株とする。

第7条 (株券の不発行)

当社は、株式に係る株券を発行しない。

- ②当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第8条 (株式の譲渡制限)

当会社の株式を他に譲渡するときは、当会社所定の譲渡承認請求書を提出し、取締役会の承認を受けなければならない。

第3章 株主総会

第9条 (株主総会)

当会社の定時株主総会は、決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じ随時にこれを招集する。

第10条 (招集)

株主総会は、取締役会の決議にもとづき取締役社長が招集する。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ定められた順序にしたがい他の取締役が招集する。

②当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

③株主総会は東京都杉並区または栃木県下野市に招集する。

第11条 (議長)

株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。ただし取締役社長に事故あるときは、あらかじめ定められた順序にしたがい他の取締役がこれに当たる。

第12条 (決議の方法)

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

②会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第13条 (議事録)

株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項はこれを議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役が記名押印して当会社に保存する。

第4章 取締役・監査役及び取締役会

第14条 (定員および選任)

当会社の取締役は7名以内、監査役は2名以内とし、取締役の選任は株主総会において議決権の3分の1を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数決議によるものとする。

ただし、取締役の選任決議については累積投票によらない。

第15条 (任期)

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②補欠または増員によって選任された取締役の任期は、前任者または他の在任取締役の任期満了の時に終了する。

③任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第 16 条 (役付取締役)

取締役会は、その決議によって、取締役中から取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、専務取締役および常務取締役若干名をおくことができる。

第 17 条 (業務の執行)

取締役社長は、取締役会の決議を執行し、業務を統轄する。

専務取締役は、社長を補佐して業務を執行し、常務取締役は、取締役社長を補佐して日常業務を分掌する。

取締役社長に事故あるときは、あらかじめ定められた順序にしたがい他の取締役がこれに当たる。

第 18 条 (代表取締役)

取締役会は、その決議によって、当会社を代表すべき取締役 2 名以内を定める。

ただし、取締役社長は代表取締役でなければならない。

第 19 条 (取締役会)

取締役会は、法令または定款に定める事項、その他会社の業務執行を決定する。

ただし重要でない事項については代表取締役にその決定を委任することができる。

②取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し議長となる。

取締役社長に事故ある場合は、あらかじめ定められた順序にしたがい他の取締役がこれに当たる。

③取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに発するものとする。

ただし緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

取締役および監査役の全員の同意あるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

④取締役会の議事は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数で決定する。

⑤会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第 20 条 (取締役会の議事録)

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

第 21 条 (報酬等)

取締役の報酬等および監査役の報酬等は、これを区分して株主総会で定める。

第 5 章 計 算

第 22 条 (事業年度及び決算日)

当会社の事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、3 月 31 日を決算日とする。

第 23 条 (剰余金の配当)

当社は株主総会の決議によって毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当を支払う。

第 24 条 (中間配当)

当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日における最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し会社法 454 条第 5 項に定める剰余金の配当をすることができる。

第 25 条 (配当の除斥期間)

配当財産が金銭である場合は、その支払い開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。

第 6 章 附 則

第 26 条 (最初の事業年度)

当社の最初の事業年度は、当会社成立の日から 2023 年 3 月 31 日までとする。

別紙2 承継権利義務明細表

承継権利義務明細表

新会社に承継される権利及び義務は、本件分割の分割期日（変更された場合には、変更後の日を含む。以下同じ。）において甲及び乙が本件事業に関して有する以下の資産及び負債その他の一部の権利義務とする。

なお、承継する権利義務のうち、資産及び負債の評価は2022年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに分割期日前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 資産及び負債

甲及び乙が本件事業に関して有する資産及び負債のうち次に定めるもの一切、並びに明示的に承継の対象とされた負債以外の本件事業に関する全ての債務（未発生 of 潜在債務を含む。）

- (1) 流動資産 現預金、受取手形、売掛金、商品及び製品、仕掛品、原材料、貯蔵品及び立替金、前払費用
- (2) 固定資産 有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産
- (3) 流動負債 買掛金、未払金、未払費用、預り金及び賞与引当金
- (4) 固定負債 繰延税金負債、役員退職慰労引当金及び退職給付引当金

2. 契約上の地位（雇用契約を除く。）

- (1) 本件事業に関連して締結した契約及びこれに基づく個別契約その他の契約上の地位及びこれらに付随する権利義務
- (2) 前号に関わらず、本件事業以外の甲及び乙の事業にも関連して締結された契約並びにこれに基づく本件事業以外の甲及び乙の事業にも関連する個別契約は新会社に承継されない。

3. 雇用契約

本件分割の分割期日において、添付の従業員リスト記載の甲及び乙の従業員の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生する権利義務は新会社に承継する。

以上

【従業員リスト】

甲の従業員

No	所属	氏名	資格
[Redacted]			

乙の従業員

No	所属	氏名	資格
[Redacted]			

以上



別紙2 岩通マニュファクチャリング株式会社の最終事業年度に係る計算書類等
次頁以降をご覧ください。

計 算 書 類

第56期

自 2021年4月1日
至 2022年3月31日

貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表

岩通マニュファクチャリング株式会社

福島県須賀川市前田川字宮の前216番-1

担当役員 承認	経営管理部	
	部長承認	作成
[Redacted Signature Area]		

貸借対照表

第56期 (2022年3月31日 現在)

(単位 円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,161,534,631	流動負債	1,855,331,103
現金及び預金	370,612,434	買掛金	1,124,450,577
受取手形	85,541,465	短期借入金	399,961,725
売掛金	782,746,859	未払金	142,962,839
商品及び製品	89,465,262	未払費用	51,719,460
仕掛品	324,944,136	預り金	11,924,522
原材料及び貯蔵品	1,487,817,747	未払法人税等	13,797,400
未収入金	13,426,540	賞与引当金	94,000,000
立替金	596,202	役員賞与引当金	1,800,000
前払費用	6,383,986	その他	14,714,580
固定資産	1,897,361,586	固定負債	856,341,846
有形固定資産	1,887,510,374	繰延税金負債	110,144,991
建物	748,524,856	役員退職慰労引当金	1,814,700
構築物	62,198,807	退職給付引当金	738,532,355
機械及び装置	139,069,625	資産除去債務	5,849,800
車両運搬具	5,589,843	負債合計	2,711,672,949
工具、器具及び備品	63,910,065	(純資産の部)	
土地	868,217,178	株主資本	2,347,223,268
無形固定資産	7,188,556	資本金	295,000,000
借地権	415,000	資本剰余金	1,240,000,000
ソフトウェア	4,077,556	資本準備金	940,000,000
電話加入権	2,696,000	その他資本剰余金	300,000,000
投資その他の資産	2,662,656	利益剰余金	812,223,268
差入保証金	532,640	利益準備金	1,000,000
長期前払費用	2,130,016	その他利益剰余金	811,223,268
		圧縮積立金	257,986,635
		繰越利益剰余金	553,236,633
		純資産合計	2,347,223,268
資産合計	5,058,896,217	負債純資産合計	5,058,896,217

損益計算書

第56期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：円）

科目	金額
売上収益	7,152,873,444
売上原価	6,795,831,502
売上総利益	357,041,942
販売費及び一般管理費	259,876,509
営業利益	97,165,433
営業外収益	6,226,090
受取利息	4,262
為替差益	41,562
雑収入	6,180,266
営業外費用	8,757,516
支払利息	4,383,559
固定資産除却損	4,373,957
経常利益	94,634,007
特別損失	15,435,719
災害による損失	15,435,719
税引前当期純利益	79,198,288
法人税、住民税及び事業税	22,667,792
法人税等調整額	△ 7,965,644
当期純利益	64,496,140

第56期 株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			
						圧縮積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	295,000,000	940,000,000	300,000,000	1,240,000,000	1,000,000	276,644,122	470,083,006	747,727,128	2,282,727,128
当期変動額									
当期純利益				0			64,496,140	64,496,140	64,496,140
圧縮積立金の取崩し				0		△ 18,657,487	18,657,487	0	0
当期変動額合計	0	0	0	0	0	△ 18,657,487	83,153,627	64,496,140	64,496,140
当期末残高	295,000,000	940,000,000	300,000,000	1,240,000,000	1,000,000	257,986,635	553,236,633	812,223,268	2,347,223,268

	純資産合計
当期首残高	2,282,727,128
当期変動額	
当期純利益	64,496,140
圧縮積立金の取崩し	0
当期変動額合計	64,496,140
当期末残高	2,347,223,268

個別注記表

重要な会計方針に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

主として移動平均法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しています。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る期末自己都合要支給額(簡便法)により計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益

商品又は製品の販売に係る収益は、主に卸売又は製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っています。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しています。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

会計方針の変更に関する注記

収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

なお、当該会計方針の変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微です。

貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

5,852,796,467 円

株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式 3,110,000株

計算書類に係る附属明細書

第56期

自 2021年4月1日
至 2022年3月31日

岩通マニユファクチャリング株式会社

福島県須賀川市前田川字宮の前216番-1

担当役員 承認	経営管理部	
	部長承認	作成
[Redacted]		

附 属 明 細 書

有形固定資産等明細表

(単位:円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形固定資産	建物	793,252,361	26,072,441	1,750,833	69,049,113	748,524,856	2,995,942,791
	構築物	68,859,133	4,066,800	2,547,919	8,179,207	62,198,807	248,643,782
	機械及び装置	162,052,310	22,361,500	7,084	45,337,101	139,069,625	2,230,767,932
	車両運搬具	7,243,455	785,145	0	2,438,757	5,589,843	56,534,163
	工具、器具及び備品	68,496,563	15,820,508	2,991	20,404,015	63,910,065	320,907,799
	土地	868,217,178	0	0	0	868,217,178	0
	計		1,968,121,000	69,106,394	4,308,827	145,408,193	1,887,510,374
無形固定資産	借地権	415,000	0	0	0	415,000	—
	ソフトウェア	7,254,173	325,450	1	3,502,066	4,077,556	—
	電話加入権	2,696,000	0	0	0	2,696,000	—
	計		10,365,173	325,450	1	3,502,066	7,188,556

(注) 当期の主な増加内容

建 物 : 泉崎事業所受変電設備(9,300,000円)

機 械 装 置 : 栃木事業所MLENOX自動欠点検出装置(9,400,000円)

引当金明細表

(単位:円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
賞与引当金	96,000,000	94,000,000	96,000,000	94,000,000
役員賞与引当金	2,700,000	1,800,000	2,700,000	1,800,000
役員退職慰労引当金	1,814,700	0	0	1,814,700
退職給付引当金	737,187,468	50,865,211	49,520,324	738,532,355

製造原価明細書

第56期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日 ）

(単位:円)

科目	金額
材料費	4,874,094,465
材料期首棚卸高	1,238,648,345
材料仕入高	5,242,198,633
材料他勘定振替高	14,177,766
材料期末棚卸高	1,592,574,747
労務費	1,141,882,738
給料及び手当	763,193,647
賞与	84,733,607
賞与引当金繰入額	80,094,643
退職給付費用	53,279,248
法定福利費	148,785,382
福利厚生費	11,796,211
経費	694,303,485
外注加工費	214,445,005
保管費	29,400
旅費及び交通費	2,756,886
交際費	295,545
会議費	14,582
通信費	70,186,966
消耗品費	77,792,055
支払手数料	62,006,581
教育研修費	449,715
諸会費	119,000
賃借料	21,149,688
減価償却費	128,510,751
租税公課	28,407,968
修繕費	34,323,848
水道光熱費	79,272,768
保険料	3,630,566
棚卸減耗費	3,532,801
雑費	△ 32,620,640
製造費用	6,710,280,688
仕掛品期首棚卸高	411,361,949
仕掛品期末棚卸高	332,033,353
仕掛品他勘定振替高	716,914
製造原価	6,788,892,370

販売費及び一般管理費の明細

第56期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(単位:円)

科目	金額
役員報酬	15,194,400
役員賞与	1,957,980
役員賞与引当金繰入額	1,306,505
給料及び手当	75,389,505
賞与	9,966,951
賞与引当金繰入額	9,345,959
退職給付費用	7,790,963
法定福利費	22,236,886
福利厚生費	2,442,396
荷造運搬費	15,928,153
広告宣伝費	264,285
旅費及び交通費	2,275,210
交際費	513,239
会議費	57,895
通信費	6,010,170
消耗品費	4,667,077
支払手数料	10,574,728
教育研修費	119,617
諸会費	829,400
寄付金	123,000
賃借料	2,677,891
減価償却費	20,399,508
租税公課	21,650,837
修繕費	19,606,773
水道光熱費	4,976,338
保険料	1,044,974
製品保証費	82,280
研究開発費	2,443,589
合計	259,876,509

事業報告書

第 56 期

2021 年 4 月 1 日から
2022 年 3 月 31 日まで

岩通マニュファクチャリング株式会社

福島県須賀川市前田川字宮の前216番-1

担当役員	調査	作成

第56期 事業報告

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 事業の経過および成果

当会計年度の日本経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による度重なる緊急事態宣言の発令などで経済活動が制限される中、ワクチン接種などの感染拡大防止策が社会に浸透してきたことで、経済の持ち直しの動きが見えてきました。しかし、半導体を中心とした材料入手難による事業活動への影響もあり、依然として先行き不透明な状況が続きました。

このような状況の中、当社は2019年4月策定の中期経営計画「Dash!2021」の最終年度として、各事業所の損益改善の実施と受託生産の増加を図り、売上拡大と損益確保に取り組んで参りました。

この結果、当事業年度の売上高は7,153百万円で前年度に比べ18.4%（前年度6,041百万円）の増収となりました。営業利益は97百万円（前年度82百万円の損失）、経常利益は95百万円（前年度83百万円の損失）、当期純利益は64百万円（前年度77百万円の損失）となりました。

岩通グループ売上と、グループ外売上の状況は次の通りです。

岩通グループへの売上高は4,887百万円（前年度4,087百万円）で、前年度に対し800百万円の増加となりました。主な事業毎の状況は次の通りです。

情報通信機器では主力ビジネスホンを中心に生産の増加により、売上高は国内市販向け1,033百万円（前年同期比72百万円増）、NTT殿向け2,016百万円（前年同期比473百万円増）、スマートコミュニティ137百万円（前年同期比43百万円増）となりました。計測事業では、パワーエレクトロニクス関連の売上高増加により計測機器・コンポーネントは471百万円（前年同期比111百万円増）、サービス関連は52百万円（前年同期比13百万円増）となりました。印刷システム事業では、機器は84百万円（前年同期比13百万円増）、消耗品は540百万円（前年同期比24百万円増）となりました。その他売上とし、エリアコム関連を中心に前年同期比38百万円増、ロジスティックスは前年同期比14百万円増となっております。

岩通グループ外への売上高は2,266百万円（前年度1,954百万円）で、前年度に対し312百万円の増加となりました。内訳は、須賀川事業所は大手ガス向けガス検針ユニットを中心に278百万円増加、栃木事業所は33百万円増加、会津事業所サービスは4百万円増加、ロジスティックス事業が4百万円減少となりました。

利益面では、売上高増加により付加価値は2,230百万円（前年度2,103百万円）の127百万円増加となりました。総費用は2,096百万円（前年度2,106百万円）、営業損益は97百万円の利益（前年度82百万円の損失）で前年度比179百万円の良化となります。

特別損失として2022年3月に発生した地震による災害復旧費用として15百万円を計上し、当期純損益は64百万円の利益（前年度76百万円の損失）で前年度比141百万円良化となりました。

2. 今後の対処すべき課題

ワクチン接種の普及によるコロナ禍の収束で経済活動の持ち直しが期待されますが、材料の調達難や調達手番の長期化、原材料価格の高騰などによる生産への影響が今後も予想されており、事業活動の大きな懸念事項となっております。

2022年度策定の新中期経営計画「REBORN」に基づき、岩崎通信機と連携して各事業所の原価低減、工場DX等による生産の効率化に取り組み、受託生産の拡大に向けて設備増強と新規案件の獲得に取り組んで参ります。

今後とも岩崎通信機様ならびにグループ各社様には、尚一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

監査報告書

2021年4月1日から2022年3月31日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、親会社における子会社報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 取締役の職務の執行

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況を概ね適正に表示しているものと認めます。

2022年5月10日

岩通マニュファクチャリング株式会社

監査役 富高 健

